

北九州市立第2夜間・休日急患センター 掲示事項

厚生労働大臣の定める掲示事項

当センターは、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

当センターは次の施設基準に適合している旨、九州厚生局に届出を行っています。

- ・ 外来感染対策向上加算

明細書の発行状況に関する事項

当センターでは、保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第2項の規定に基づき、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

保険外負担に関する事項

当センターでは、北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年3月30日条例第5号）の規定に基づき、次のとおりの手数料を徴収しています。

項目	金額
普通診断書	1,500円
特殊診断書	
自賠償診断書	4,000円
自賠償明細書	3,000円
生命保険等診断書	4,000円
公務員公傷診断認定意見書	3,000円
医療証明等具体的診断書	3,000円
死亡診断書	2,500円
死体検案書	4,000円
諸証明書	1,500円

外来感染対策向上加算に関する事項

1 院内感染対策に係る体制

当センターでは、感染管理担当看護師長を「院内感染管理者」と定め、「感染防止対策部門」を設置し、センター全体で感染対策に取り組んでいます。

2 院内感染対策の内容

当センターでは、全ての職員が遵守する「院内感染対策指針」及び「感染対策マニュアル」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防を実施するため、防護服等着脱など有事の際の訓練を実施しています。

また、1週間に1回程度、院内の巡回を行い、感染防止対策実施状況の確認をしています。

3 職員教育

全職員に対し、年2回以上の院内研修を実施し、さらに個別指導を行うなど感染防止に対する知識向上を図っています。

4 抗菌剤の適正使用

抗菌薬を投与することにより病状の改善を図ることができても、薬剤耐性菌が発生したり抗菌剤の副作用が生じたりすることがあります。

このため、当センターでは適切な抗菌薬を適切な量・投与方法により抗菌薬の適正使用を実施しています。

5 感染対策連携

当センターでは「外来感染対策向上加算」を算定しており、地域の「北九州市医師会」との感染対策連携を取っています。

令和7年5月12日現在